

崎津がいなタウン分譲区画購入希望者  
募集要項

米子市経済部  
経済戦略課

〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

TEL 0859-23-5212

FAX 0859-22-6106

E-mail keizai@city.yonago.lg.jp

崎津がいなタウン分譲区画について、以下のとおり購入希望者を募集します。

## 1 分譲区画の場所

米子市大崎 3 5 5 6 番 6

<位置図>



## 2 分譲区画について

(1) 面積及び価格

面積	価格	単価
2,618.00㎡	16,000,000円	6,111.54円/㎡

(2) 分譲時期

令和7年12月以降

(3) 法令に基づく制限

都市計画区域：市街化区域

用途地域：近隣商業地域

建築物の規制：建ぺい率 80%以下、容積率 200%以下

### 3 申込者の資格

申込者は、次の条件を備えていることが必要です。

- (1) 分譲用地内で、当該区画に適合する施設等を自ら建設または整備し、経営しようとする者であること
- (2) 事業計画及び資金計画が適切で、施設等の建設または整備に必要な資力及び信用を有する者であること。
- (3) 譲渡の対価の支払能力がある者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと（資格要件確認のため米子警察署へ照会します）。
- (5) 市税等の滞納がない者であること（本市担当課へ照会します）。

### 4 申込受付手続

(1) 申込受付期間

令和7年7月1日（火）から8月29日（金）まで（土日祝日を除く。）

(2) 受付場所

米子市経済部経済戦略課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階

※申込みに必要な書類【正本1部及び副本（写し）1部】を持参又は郵送（令和7年8月29日必着）してください。

(3) 申込みに必要な書類【正本1部及び副本（写し）1部】

ア 崎津がいなタウン分譲希望申込書【様式1号】

イ 土地利用計画図（任意様式。建築等の配置計画がわかるもの）

ウ 市税・暴力団等状況照会に関する同意書【様式2号、様式3号】

エ 法人登記事項証明書

オ 定款・規約の写し

カ 直近3期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）

キ 本社所在地の国税及び地方税（都道府県及び市町村）の未納がない証明書

ク その他、市が必要と認める書類（指示があった場合のみ）

## **5 譲受人の決定**

申込者から提出された分譲希望申込書により、事業計画等の審査等を経て、市において譲受人（分譲の相手方）を選定いたします。選定結果につきましては、全ての申込者に10月中に文書による連絡を予定しています。なお、選定された譲受人には別途買取申込書を作成し、市へ提出していただきます。

※審査は、申込者からの提出書類等に基づいて行います。事業計画（業種、設備投資額、雇用規模、設備投資に係る地元調達、建設着工時期）、経営の健全性等を審査の視点にすることとしています。

※審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

※選定の経過等に関する問合せ及び異議等には一切応じられません。

## **6 分譲の条件**

### **（1）施設等の建設もしくは整備**

譲受人は、土地取得日から3年以内に、自ら施設等の建設もしくは整備を完了してください。

### **（2）権利移転の制限**

譲受人は、契約締結日の翌日から起算して10年間は、敷地又は敷地の上に建設された施設等に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、米子市長の承認が必要です。

### **（3）契約違反に対する措置**

土地売買契約に違反したことにより、契約を解除した場合には、土地売買代金の10分の1に相当する額を支払っていただきます。

### **（4）環境形成協定の締結**

崎津がいなタウン及びその周辺地域の良好な環境を創造するため、環境形成協定の締結をお願いしております。主な内容は、次のとおりです。

- ア 壁面の後退（道路境界線から5 m、隣地境界線から2 m）
- イ 緑地の確保（道路境界から2 m以上の幅員で緑地を確保してください。）
- ウ 屋外広告物（屋外広告物法及び鳥取県屋外広告物条例の規定を順守してください。）

## 7 土地売買から登記まで

### （1）契約締結予定時期

分譲決定から1か月以内を予定しています。

### （2）売買代金の支払方法

売買代金の支払は、土地の引渡し前に一括納入していただきます。

### （3）土地の引渡し

土地は、売買代金の納入確認後、速やかに引き渡します。

### （4）所有権移転登記

土地の引渡しの後、米子市で登記手続を行います。登記に要する登録免許税等の諸経費は、譲受人に負担していただきます。

## 8 物件調書

別紙「物件調書」を参照してください。

※その他不明な点等ございましたら、米子市経済部経済戦略課へお問い合わせください（分譲予定区画を使用中の企業へのお問い合わせはご遠慮ください）。

### 【問合せ先】

米子市経済戦略課産業・立地戦略室

TEL 0859-23-5212

FAX 0859-22-6106

E-mail keizai@city.yonago.lg.jp